

行政管理局

Administrative Management Bureau

行政管理局

企画調整課
調査法制課
管理官



Mission

行政管理局は、以下のとおり、各府省共通のルール of 適正な運用の確保、そのルールの下で運営されている各府省の業務改革に一体的に取り組み、時代の要請に応じた行政の実現を目指しています。

- ・国民の権利保護及び行政の公正性・説明責任の確保のため、通則法制の適正な運用を確保
- ・業務効率化や利用者中心の行政サービス実現のため、業務改革を推進
- ・国の政策実施機能の向上のため、独立行政法人制度の適正かつ円滑な運用を確保

行政通則制度の企画立案、適正運用の確保

行政機関が守るべき共通的な制度の企画・立案を行っています。行政運営における公正性の確保や透明性の向上を図る行政通則制度として、以下の法令を所管しています。

行政手続法と行政不服審査法

行政機関は、パスポートの発給などの許認可や不適切な事業を行う事業者への営業停止命令など、国民の権利利益へ影響を及ぼす「行政処分」を行っています。

「行政手続法」は、行政機関の恣意的な判断による行政処分により国民の権利利益が侵害されることを未然に防止するため、行政処分等を行うに当たって行政機関が守るべき共通のルール(審査基準の策定、理由の提示、聴聞手続等)を定めています。

「行政不服審査法」は、違法、不当な行政処分により権利利益が侵害された場合に、行政機関に対し不服を申し立て、救済を求める制度を定めています。本制度には、裁判所で行われる行政訴訟に比べ手続が簡易・迅速で、手数料が不要というメリットがあります。

→ 法の狙いや制度趣旨を浸透させ、定められた手続が適切に行われるよう、行政機関向けのガイドライン整

備や研修実施のほか、制度を利用する国民に対する情報提供の充実を図っています。

情報公開法

国民に開かれた行政の実現を図るため、行政機関の職員が組織的に使うものとして保有している文書や電子データなどについて、誰でも開示を求めることができる権利やその手続を定めています。開示請求の件数は、制度施行から20年あまりの間、増加傾向であり、直近(令和3年度)では18万件に及んでいて、行政機関の活動を国民に説明するための制度として定着していると言えます。

→ 各行政機関において適切な運用を確保し、国民からの開示請求や行政機関での対応がスムーズになされるよう、情報公開事務のデジタル化を推進するとともに、開示請求件数の増加などを踏まえた事務の効率化の方策についての検討などを進めています。

デジタル化の進展などの社会の変容や行政を巡る課題の変化を受けて、行政学・行政法などの研究者とのネットワークを活用し、中長期的視点から、将来の行政一般の基本となるべき制度に関する調査研究に取り組んでいます。

業務改革の推進

人口減少への対応策として社会全体の生産性向上が課題となる中、行政においても、業務の非効率性を是正してより付加価値の高い業務に資源を投入できる環境を整えることが重要となっています。また、新型コロナウイルス感染症の流行や、VUCA*1時代においては、行政も変化への柔軟な対応・先取りをしていく必要があり、時代に即した行政の在り方が求められています。

こうした背景を踏まえ、行政管理局では、行政における業務改革の推進に次のように取り組み、利用者中心の行政サービス実現を目指しています。

業務改革の実証

行政管理局では局内をテストフィールドとして、様々な業務改革の手法を自ら試行しています。さらに、これらの各省への導入・展開支援も行っています。

- ・これまでリアルタイムで適切な把握が難しかった勤務時間を、RPA (Robotic Process Automation)*2というデジタルツールの活用により見える化し、管理職が部下職員の適切なマネジメントを行えるようサポートをしています。
- ・行政の中ではいち早く平成27年からオフィス改革を実施しており、柔軟な働き方の実現や生産性の向上を目指して改革を続けています。

府省横断的な業務の改善

法制執務や審議会運営等の府省横断的な業務の改善に向け、優良事例の横展開など、府省共通課題の解決に向けて取り組んでいます。また、デジタル技術も活用した業務の改革について各府省において自

独立行政法人の適正かつ円滑な運用の確保

独立行政法人制度は、中央省庁等改革の一環として導入されました。政策実施機能の一部を主務省(各独立行政法人を所管する府省庁)から分離し、独自の法人格を与えることで、業務の質の向上や効果的な政策実施を図ること等を目的とする制度です。独立行政法人の業務運営は、主務大臣が与える目標に基づき各独立行政法人の自主性・自律性の下に行われるとともに、事後に主務大臣がその業務実績について評価を行うこととされています。

行政管理局は、各府省が独立行政法人を新設したり、既存の独立行政法人が担う業務を追加したりする際に、その妥当性について審査を行っています。また、主務大臣による目標策定・業績評価が客観的かつ厳正に行われるよう、政府統一の指針を定めるなど、独立行政法人に共通する制度の設計等に取り組んでいます。

さらに行政管理局は、独立行政法人評価制度委員会の事務局も務めています。この委員会は、第三者機関としての立場から主務大臣の行う目標策定や評価を点検する役割を担います。その際、単なる点検や監視といった受動的な役割にとどまるのではなく、社会環境の変化へ

ら実装することのできる人材の育成にも取り組んでいます。

これらの取組に当たっては、単なる業務効率化だけでなく、政策の目的に照らした業務の在り方について、抜本的な見直しを推進しています。例えば、紙の使用や複雑な作業が多く、職員負担の大きい、法令の立案業務について、関係省庁と協働して、デジタル技術も活用した法制執務全体の業務の在り方について、検証・改善に取り組んでいます。

*

1. Volatility(変動性)、Uncertainty(不確実性)、Complexity(複雑性)、Ambiguity(曖昧性)の4つの単語の頭文字をとった言葉で、めまぐるしく変化する予測困難な状況
2. 人が行う定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットが代替して自動化するもの



の柔軟な対応やデジタル化など、独立行政法人に横断的に求められるような対応を促進・支援し、独立行政法人の政策実施機能が最大限発揮されるよう積極的に活動しています。その一環として、独立行政法人の業務運営の参考となるよう、デジタルトランスフォーメーションの推進に関する取組や、幅広い企業等との共同研究を行うことで研究内容の社会実装を進めた取組など、独立行政法人が創意工夫を凝らして業務成果を上げているような先進的な取組を収集し、発信しています。

<参考>主務省と独立行政法人の関係

